

令和6年度第2回台東区地域包括支援センター運営協議会 議事概要

日 時：令和7年2月27日（木） 19時

場 所：台東区役所10階1002会議室

出席者：17名

新田委員 須田委員 加藤委員 渡邊真純委員 松田委員 川又委員 井澤委員
石井委員 小嶋委員 渡邊ひろみ委員 河井委員 鈴木委員 佐々木浩子委員
武田委員 和泉澤委員 佐々木洋人委員 水田委員

1. 開会

- (1) 高齢福祉課長 挨拶
- (2) 福祉部長 挨拶
- (3) 介護予防担当課長 挨拶

2. 地域包括支援センター運営協議会

- (1) 介護保険法等の改正に伴う区の対応方針について

介護予防担当課長

資料1『介護保険法等の改正に伴う区の対応方針について』に沿って説明。

① 介護予防支援の指定対象の拡大に関する事項

令和6年度の介護保険法の改正により、地域包括支援センター（以下、包括）に加えて、指定居宅介護支援事業者も区の指定を受けて、介護予防支援事業を実施できることになる。

介護予防支援の指定を受けない場合でも、従来どおり、指定居宅介護支援事業所が包括から委託を受けて、介護予防支援を提供することは可能である。

なお、要支援者のプランには、介護予防サービスを含んだ介護予防支援と、総合事業のみの介護予防ケアマネジメントがある。この度の改正で、居宅介護支援事業者がケアプランを作成できるのは介護予防支援となる。

本区においては、指定方法について、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業所として、指定を受ける際には、本協議会に諮ることが必要となる。

今後のスケジュールについては、令和7年4月1日より指定の申請を受付けることとする。申請があった場合、7月の本協議会において指定申請について諮っていくこととする。

高齢福祉課長

資料1『地域包括支援センターの人員配置基準の緩和について』に沿って説明。

② 地域包括支援センターの人員配置基準の緩和に関する事項

全国的に包括職員の人材確保が困難な状況となってきていることを踏まえて、「市町村が従うべき基準」の改正が行われた。

現状、区内の包括運営法人において、人員が著しく不足している状況ではない。しかし、将来を見据えて基準に測って緩和することとし、関連する「東京都台東区地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例」を改正し、令和7年4月の施行を予定している。

改正の内容については、「常勤換算方法の採用」と「複数の地域包括支援センターを一つとして考える」という2点である。

- (2) 台東区地域包括支援センター運営協議会設置要綱の改正について

高齢福祉課長

資料2『台東区地域包括支援センター運営協議会設置要綱の改正について』に沿って説明。

包括の人員配置基準の緩和や、厚生労働省通知の改正を受けて、本協議会の設置要綱の改

正を行うものである。

運営協議会の所掌事務の改正として、包括の設置等に関する事項について、意見を述べるものとなっている。そして、包括の職員配置基準に関することとして、常勤換算方法等の適用等について追加する。

また、「会議・会議録の公開」については、現状、区民代表として和泉澤委員と武田委員もご参加いただいていることや、本協議会後に開催される地域ケア全体会議においては、個人が特定される恐れのある内容も含まれるため、非公開とする。ただし、会議録と資料は個人情報に配慮した上で公開するものとする。

会議録・資料の公開は現在も同様の運用をしているため、実情に合わせ改正を行い、施行は令和7年4月1日としている。

(3) みのわ地域包括支援センターの名称・所在地の変更について

高齢福祉課長

資料3『みのわ地域包括支援センターの名称・所在地の変更について』に沿って説明。

本区では、特別養護老人ホーム三ノ輪・千束・蔵前を廃止し、旧竜泉中学校跡地に令和7年3月から特別養護老人ホーム竜泉を開設することとなった。

特別養護老人ホーム三ノ輪と併設しているみのわ地域包括支援センターは、特別養護老人ホーム竜泉の1階へ移転することとなったため、4月1日から、りゅうせん地域包括支援センターと名称を変更する。

また、電話番号も変更となるため、広報誌や本区のHPなどで周知するとともに、みのわ地域包括支援センターから直接、利用者などへの周知に努めている。

(4) くらまえ地域包括支援センターの運営法人の決定について

高齢福祉課長

資料4『くらまえ地域包括支援センターの運営法人の決定について』に沿って説明。

今年度、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、選定委員会において審査した結果、これまでと同じ「社会福祉法人 東京援護協会」に令和7年度からの運営を委託するものと決定した。

委託期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。適切な運営がなされた場合は、最長4回の更新が可能なものとして、募集・選定を行った。

(5) 基本チェックリストの運用方法の見直しについて

介護予防担当課長

資料5『基本チェックリストの運用方法の見直しについて』に沿って説明。

本区が行う介護予防事業である総合事業のサービスを利用するには、予め介護認定を受けることが必要となっており、サービスの利用開始までに1～2カ月程度の期間を要することが課題となっている。

総合事業の利用を円滑にし、要介護状態になることを予防するために、要介護認定の申請を行わずに基本チェックリストが受けられるように、令和7年4月1日より運用を見直すこととする。

委員 <質問>

制度開始時の話では、基本チェックリストの結果を踏まえて、対象者が今後どのような介護サービス等支援を受けるのかについて、主治医へフィードバックする流れであったと認識している。今回も同様の運用となるのか。

介護予防担当課長

本区においても、医療が必要な方に対して、基本チェックリストの結果を主治医へフィー

ドバックしていくべきであると認識している。包括と協議しながら、医療が抜けないように基本チェックリストの運用を行っていきたいと考えている。

(6) 認知症検診の実施について

介護予防担当課長

資料6『認知症検診の実施について』に沿って説明。

対象者は令和7年度に65歳、70歳、75歳、80歳の約7,500人の高齢者であり、50歳以上の希望者についても受診可能とする。検査方法は、「長谷川式簡易認知スケール（HDS-R）」及び「ミニメンタルステート検査（MMSE）」である。受診方法は、認知症サポート健診事業実施要綱に記載のある医師要件を満たす医療機関における個別検診とする。

なお、検診受診後の支援内容については、包括が検診受診者に対して連絡をし、介護予防事業の案内や医療・介護保険へつなぐなど本人の状況に応じた支援を行うこととする。

(7) 出張型介護予防事業の拡充について

介護予防担当課長

資料7『出張型介護予防事業の拡充について』に沿って説明。

本事業は、高齢者の方向けの運動や趣味などの各種教室・サロンを区民館の集会室を活用して、実施するものである。

また、本事業については、入谷で一定の事業効果が確認できたことから、今後は、高齢者の介護予防および社会参加の場を区内のより広域で展開していくため、同出張型事業の実施場所を拡大する。

加えて、リハビリテーションの観点から、技術的支援を行う「介護予防・フレイル予防推進員」を活用し、区の介護予防事業等のプログラム内容の充実を図っていくこととする。

委員 <質問>

実施箇所は増加しているが、開催日数は場所によっては、減少している。総体的には、実施箇所を増やした方が、効果が上がると認めているのか。

介護予防担当課長

今年度、竜泉福祉センターがオープンし、入谷区民館と福祉センターの距離が非常に近い点と、竜泉福祉センターが、介護予防の聖地として様々な事業を展開している点から、入谷区民館が週4日に開催が減少しても、近くの竜泉福祉センターへ利用者が参加できると考えている。

また、谷中・台東区民館については、本区の中央地域から離れており、様々な課題もあったことから、今回、新たに実施することとする。

(8) 令和7年度 地域包括支援センター運営方針（案）について

高齢福祉課長

資料8『令和7年度 地域包括支援センター運営方針（案）』に沿って説明。

本運営方針について、地域包括支援センターの配置職員として3職種の準ずる者及び認知症地域支援推進員については、別途要綱で規定していることなどを追加した。

包括の名称を「みのわ」から「りゅうせん」へ変更し、また、文言について適宜、修正および追加を行うこととする。

(9) 令和7年度 地域包括支援センター事業計画書について

高齢福祉課長

資料9『令和7年度 地域包括支援センター事業計画書について』に沿って、各包括より重点課題と目標を説明。

あさくさ地域包括支援センター

重点課題「地域包括支援センターの周知」

地域包括支援センターの周知が行き届いていないように感じており、相談者の世代が若年化している傾向がある。そこで、重点課題への取り組みとして、「多世代サロン」を定期的に開催し、世代を超えて地域住民の方々が包括へ入りやすい環境を作っていくことに力を入れていきたい。

やなか地域包括支援センター

重点課題「独居で認知症状が進行した方の在宅生活の維持」

関わりの当初から、無銭飲食で度々、警察に保護される方や金銭管理ができない状態で様々な支払いが滞っていた方の対応に苦慮したが、地域での生活は短期間で終了した。そこで、高齢者の方がその地域に住み続けられるようにするために、ネットワークの強化を目標に掲げた。具体的な取り組みとして、民選委員ごとの包括職員の担当を継続し、相談や連携を取りやすい体制を作っていくと考えている。さらに、関係機関と連携しながら、「見守りサポートー養成講座」や「認知症サポートー養成講座」を通じて、関係機関以外の見守りに携わる方を増やし、気になる高齢者に早期介入できるように取り組んでいきたい。

りゅうせん地域包括支援センター

重点課題「介護予防事業の啓発活動についての周知の強化」

みのわ包括で実施している体操教室や台東区で実施している各種フレイル予防教室などを住民の方々へ積極的にPRを行い、高齢者の方々の介護予防に対する意識を高めるよう努めていきたい。

また、住民の方々に、気軽に足を運んでもらう場を作りながら、高齢者の方々が、要支援から要介護状態に移行しないよう引き続き、見守っていきたい。

くらまえ地域包括支援センター

重点課題「地域住民や企業へ向けた相談窓口の場と認知症等に関する周知の強化」

新たな住民の方や地域へ参入される企業に、包括という相談窓口の周知や認知症施策の周知の強化に取り組んでいきたい。

また、高齢者の方が元気な状態から、包括と関わりを持てるように、気軽に相談できる窓口を作っていくと考えている。

まつがや地域包括支援センター

重点課題「認知症の普及啓発」

令和6年度は、認知症に関する相談が増加している状況で、地域の方へ向けた包括からの認知症に関する情報提供や認知症の理解を深める場が不足していた。そのため、来年度は自治会、集合住宅、見守り強化機関への会合に積極的に参加し、認知症サポートーキャラバンメイトのマスコットぬいぐるみを関係機関や地域住民の方々へ配布して、周知の強化に努めていきたい。

たいとう地域包括支援センター

重点課題「包括主催の介護予防教室の運営を行っていない」

前法人含め、たいとう包括が主催の介護予防教室を行っていないため、来年度の具体的な取り組みとして、東上野・元浅草エリアで高齢者の方が通える場所づくりに取り組んでいきたい。

ほうらい地域包括支援センター

重点課題「包括主催の介護予防教室の場が少ない」

昨年度まで「地域住民が主体となって運営する通いの場を作る」という目標を掲げ、2つの通いの場を立ち上げることができた。それに続き、来年度は、ほうらい包括主催の介護予防の場を開催する目標を掲げた。来年度より、「福祉プラザ台東清峰会内の地域交流スペース」が使用が再開できる見込みのため、本施設内の地域交流スペースを積極的に活用し、介護予防の場や体操教室を開催していきたいと考えている。

委員 <意見>

全ての包括が来年度、現状維持ではなく事業の展開を通じて、地域住民と積極的に関わる活動に取り組んでいくことについて、なかなか大変な部分があると思った。既存の人員配置で、活動を増やすことは大変だと思うが、ぜひ頑張ってほしい。

委員 <質問>

あさくさ包括で相談者が若年化していると話があったが、相談者は当事者なのか。もしくは、ご家族なのか。

あさくさ地域包括支援センター

ヤングケアラーに近い年代や30～40代の方からの相談が多い印象。子ども家庭支援センター等多機関と連携しながら、支援に動いていくケースが多くったと感じている。

委員 <意見>

包括はフットワークが軽く現場の最前線として、本当によく動いてくれている。包括の負担を少しでも、軽減していくべきである。認知症の件についても、早期の段階で対象者をピックアップし、治療につなげられるよう医師会も全面協力していきたい。包括だけでは大変であれば、他機関も協力して、認知症の早期発見につなげられたらと感じている。

委員 <意見>

お金や人員を増やすことが難しい状況で、ニーズが増えている。難しい課題を各包括が抱えているが、効率的に動きながら、来年度の計画に取り組んでいただければと思う。

3. 閉会